

入札説明書

(長崎高等技術専門校 空調関連機器保守点検業務)

長崎県立長崎高等技術専門校

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

長崎高等技術専門校 空調関連機器保守点検業務委託

(2) 業務期間

契約締結日 から 令和8年3月31日まで

(3) 履行場所

長崎高等技術専門校(西彼杵郡長与町高田郷 547-21)

(4) 業務内容

別添 長崎高等技術専門校空調関連機器保守点検業務仕様書(以下、「仕様書」という。)」のとおり

2 入札参加資格及び参加条件

(1) 入札参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しないものである。
- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④ この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかでない者。

(2) 入札参加条件

- ① (1)の入札参加資格を有する者で、「競争入札参加資格申請書」を令和7年7月25日(金)17:00までに提出し、入札参加資格を有すると認められた者。
- ② 令和7年8月8日より当該業務の「仕様書」の内容を契約に基づき確実に、かつ、直ちに履行できる者であること。
- ③ 当該業務の「仕様書」の内容の全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

3 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年8月6日(月) 午前11時
- (2) 場所 長崎高等技術専門校 管理棟1階 大会議室

【注意事項】

- 入札及び開札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に7の部局に確認すること。

4 入札の方法等

(1) 委任状の記載

代表者本人以外の者(代理人)が入札する場合は、代表者本人の委任状を入札日当日に必ず提出すること。

【注意事項】

- 委任状、委任事項は別添様式を参考に作成すること。
- 代理人の印鑑は、入札書に使用する印鑑と同一のものとすること。

(2) 入札書の記載

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税を除いた金額)を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額(首標数字)は、訂正することができない。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができない。
- ⑤ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
- 代理人が入札する場合は、委任状に押印した印鑑と同一のものを使用すること。
- 入札書は封かんのうえ、封筒に会社名、委託の名称、商号又は名称(代理の場合、代理人の氏名)を記入して提出すること。
- 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
- 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- 入札書の宛名は、長崎高等技術専門校長あてとすること。
- 入札書は、別添様式を用いること。

(3) 入札の方法

- ① 電送及び郵送による入札は認めない。
- ② 最低制限価格は設定されていない。
- ③ 入札回数は、3回を限度とする。
- ④ 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

【注意事項】

- 第1回目の開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。この間、入札室からの退室及び本社等との協議はできないので注意すること。
なお、第3回目の開札でも落札者が決定しない場合は、最低価格を入札したものと見積協議を行う。
よって、第3回目入札及び見積額まで準備しておくことが望ましい。
- 2回目以降を辞退する場合でも入札終了まで退室できないものであること。
- 入札に使用する印鑑は、当日持参すること。

(4) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の①から⑦により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字・脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(5) 落札者の決定方法

- ① 予定価格の制限の範囲内の価格で申込をした者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

① 見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の5以上の金額を入札日までに7の部局に納付すること。(落札しなかった場合は、入札終了後に還付する。)なお、入札保証金を代表者本人以外の者が納付する場合、入札にかかる委任状とは別に入札保証金の納入に関する委任状が必要であること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、見積もった契約希望金額が該当する規模以上の同種の契約を2回以上締結し、それを証明するもの(2件)を提出する場合。なお、県が定める規模とは次の3区分とする。

a 3,000 万円以上

b 3,000 万円未満1,000 万円以上

c 1,000 万円未満

② 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

③ 入札保証金の免除手続きは、別添様式を参考に入札保証金免除申請書を作成し、必要書類を添えて7の部局へ入札日の前日(県の休日を除く)までに持参するか郵送(必着)すること。

【注意事項】

●入札保証金の納付に関する委任状及び委任事項は別添様式を参考に作成すること。

また、委任状に使用する印鑑は入札書に使用する印鑑と同一のものとし、入札保証金の納付の際に使用印鑑を持参すること。

●入札保証保険証書の終期は、開札日から起算して7日目とすること。

●入札保証金の免除にかかる上記イの書類は、入札日の前日から前々年度(令和5年度)までに締結した契約にかかる契約書の写しとする。

●入札保証金の免除にかかる書類の提出期限は上記のとおりであるが、審査及び通知に要する時間を必要とするので、できるだけ早めに提出すること。

(2) 契約保証金

① 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

② 契約金額(消費税及び地方消費税込額)の100分10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(契約金額の100 分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の同種の契約の履行完了実績が2件以上あり、それを証明するもの(2件)を提出する場合

なお、契約の規模については次の3区分とする。

a 3,000 万円以上

b 3,000 万円未満1,000 万円以上

c 1,000 万円未満

- ③ 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。
- ④ 契約保証金の免除手続きは、別添様式を参考に免除申請書を作成し、必要書類を添えて7の部局へ提出すること。

【注意事項】

●契約保証金の免除にかかる上記イの書類は、入札日の前日から前々年度(令和5年度)までに履行完

了した契約にかかる発注者の履行証明及び契約書の写しとする。

6 契約書の作成等

- (1) 落札通知を受けた場合、通知後7日以内に契約締結ができるよう関係書類を準備すること。
- (2) その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めによる。

7 当該契約事務に関する担当部局

長崎県立長崎高等技術専門校 総務課(担当:福田)
〒851-2127 長崎県西彼杵郡長与町高田郷547-21
電話 095-887-5671 FAX 095-813-5676